

大崎市民病院医療事故の公表について（包括的公表）

令和3年 4月 1日～令和3年 9月30日に発生した医療事故は次のとおりです。

レベル3 b または 4 a に該当する件数

3 b	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化，入院日数の延期，外来患者に入院，手術，骨折）	4 件
4 a	永続的な障害や後遺症が残ったが，有意な機能障害や美容上の問題を伴わない	0 件

このうち，他の医療機関の事故防止につながると考える事例を，下記のとおり掲載します。

No.	概要	原因	改善・対応策
1	意識障害の改善を認め救急病棟から一般病棟に転棟した。自立歩行は困難であったため適宜車椅子による移動支援を実施していた。深夜帯に，上がったままのベッド柵の隙間から床に下りる動作を認めた。早朝，床に座りベッドに寄り掛っているのを発見された。CT 検査の結果，ひだり大腿骨頸部骨折を発症した。	転棟による環境の変化でせん妄を発症して，歩行時にラインに絡まり転倒したと思われる。	入院や転棟による環境の変化や患者状態の変化によりせん妄発症のリスクがあることを認識して，病棟間での情報共有や予防策を医師や看護師，薬剤師などを含めた多職種で連携して立案・実践する。